

基山町業務(建設工事等を除く。)委託契約約款

(総則)

- 第1条 発注者(以下「甲」という。)及び受注者(以下「乙」という。)は、標記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添仕様書及び図面書(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令(地方公共団体の条例等を含む。以下同じ。)を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、常に善良なる管理者の注意をもって、契約書に記載する契約期間において、仕様書等により日々履行することとされている業務又は指定する日までに履行することとされている業務について、仕様書等に従い、それぞれ日々又は指定する日(以下「指定期日」という。)までに履行するものとし、甲は、履行が完了した部分に係る代金を支払う。
- 3 乙は、この契約による業務を履行するに当たって個人情報を取り扱う場合には、別紙「基山町個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- 4 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによる。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、甲の事業所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 4月1日から履行する契約において、4月1日が基山町の休日に関する条例(平成元年条例第31号)に規定する休日である場合は、4月1日からこの契約が成立した時までの間に、乙が甲のために甲の委託業務として行った行為は、この契約に基づき行った業務とみなすものとする。

(権利の譲渡等)

- 第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

- 第3条 乙は、この契約について委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙がその費用を負担するものとする。ただし、当該損害のうち、甲の責めに帰すべき理由により生じたものは、甲が負担する。

(現場責任者)

第5条 乙は、受託業務履行の管理運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する者を現場責任者として選任しなければならない。この場合において、甲が必要と認めるときは、乙に対して現場責任者の選任について報告を求めることができる。

2 現場責任者は、業務の円滑な管理運営に努め、現場を総括する。

(履行報告)

第6条 甲は、必要と認めるときは、現場責任者に対して契約の履行状況等について報告を求めることができる。

(契約内容の変更等)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、甲乙協議して定める。

(天災その他不可抗力による契約内容の変更等)

第8条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲又は乙は、相手方と協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

(契約保証金の変更等)

第9条 前2条の規定により契約内容を変更する場合において、契約金額が増額するときは、その増加の割合に応じて契約保証金の額を変更するものとする。ただし、甲が契約保証金の納付を免除していた場合で、当該契約内容の変更に伴っても契約保証金の納付が必要ないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、甲は、その差額を納入させる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、更に納入を要しない。

(1) 既に納付した契約保証金が、変更後の契約金額の10分の1以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既に納付した契約保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の10分の1以上あるとき。

3 甲は、乙が契約の履行をすべて完了し、第15条の規定により契約代金を請求したとき又は第18条若しくは第19条の規定により契約を解除されたときは、乙の請求に基づき、30日以内に契約保証金を返還する。

4 契約保証金に対しては、その受入期間につき利息を付さない。

(検査)

第10条 乙は、仕様書等により指定期日までに履行することとされている業務を履行したときは、直ちに、甲に対して検査申請書を提出して検査を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、必要があると認めるときは、日々履行することとされている業務の履行に係る検査の申請については、当月分の検査申請書をまとめて月1回提出することを指示することができる。

3 乙は、前項の指示を受けたときは、当月分の検査申請書を甲に提出するとともに、業務を履行した旨を記載した業務履行日誌等を甲に提示して検査を受けなければならない。

4 乙は、あらかじめ指定された日時において、第1項の検査に立ち会わなければならない。

5 乙は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

6 乙は、第1項の検査に合格したときをもって、当該検査に合格した部分に係る履行を完了したものとする。

(再履行)

第11条 甲は、乙が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を定めて再履行を命ずることができる。

2 乙は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、甲に届け出て、その検査を受けなければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、前項の検査に準用する。

(甲の代位執行)

第12条 乙が再履行に応じないときその他この契約から生ずる義務を履行しないときは、甲は、乙の負担でこれを執行することができる。この場合において、甲の執行により乙に損害が生じても、甲は、その責めを負わない。

(指定期日の延期等)

第13条 乙は、仕様書等により指示された業務を指定期日までに終了することができないときは、その理由を明示して、指定期日より相当の期間において甲に対して指定期日の延期を申し出なければならない。

2 前項の規定による申出があった場合において、その理由が天災その他やむを得ない事由により乙の責めに帰することができないものであるときは、甲は、指定期日の延期を認めることがある。

3 前項の規定により履行期間を延長したときは、その旨契約者に通知しなければならない。

(遅延違約金)

第14条 乙の責めに帰すべき理由により、仕様書等により指示された業務を指定期日まで

に終了することができない場合において、指定期日経過後相当の期間内に終了する見込みのあるときは、甲は、乙から遅延違約金を徴収して指定期日を延期することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、指定期日の翌日から委託業務を終了した日までの日数に応じ、契約金額に年2.7パーセント（年当たりの割合は、閏（うるう）年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

3 第11条第1項に規定する再履行が、同項で指定した期限を越えるときは、乙は、前項の規定により違約金を納付するものとする。

4 前2項の違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数を算入しない。

（契約金額の支払）

第15条 乙は、第10条又は第11条の規定による検査に合格したときは、甲が仕様書等により請求日を別に定める場合又は完了後一括払いである場合を除き、当該月の履行に係る代金を毎月1回翌月初日以降に甲に対して請求することができる。

2 甲は、乙から第1項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に代金を支払わなければならない。

3 甲は、前項の期間内に代金を支払わないときは、乙に対し、支払金額に年2.7パーセント（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として支払うものとする。

（甲の解除権）

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）乙が指定期日までに履行することとされている業務を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかでないとき、又は甲が認めるとき。

（2）乙又はその代理人若しくは使用人が契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

（3）乙又はその代理人若しくは使用人が正当な理由なく、甲の監督又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。

（4）乙が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

（5）前各号のほか、乙が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

（6）第19条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る業務が完了している場合を除き、この契約を解除する。

（1）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 役員等（乙が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者を、乙が個人である場合にあっては当該個人以外の者で支配人であるもの又は常時業務の請負契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から前号までに掲げる者がいる者
- (9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者
- (10) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (11) 第1号から第9号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約（2次以降の再委託契約及び当該再委託契約に係るその他の契約を含む。）の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲からの当該契約の解除の求めに従わなかった者

3 甲は、第1項又は前項の規定によりこの契約を解除したときは、業務の出来高部分を確認のうえ当該検査に合格した部分についての契約金額に相当する額を乙に支払わなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第16条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前条の規定により甲がこの契約を解除した場合
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合(前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

4 前項の規定は、前条第2項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。この場合において、前項中「担保」とあるのは、「担保（利付国債に限る。）」と読み替えるものとする。

(談合その他の不正行為による解除)

第17条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し同法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行った場合で、当該命令が確定したとき。

(2) 乙が、公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人である場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の罪を犯し、その刑が確定したとき。

2 第16条第3項並びに前条第1項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合について準用する。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第17条の2 この契約が地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約である場合は、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、甲の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、甲は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(協議解除)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

2 甲は、前項の解除により乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条の規定により、甲が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は契約期間の2分の1以上に及ぶとき。
- (2) 第7条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の3分の2以下に減少することとなるとき。
- (3) 甲がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除される場合に準用する。

(契約解除に伴う措置)

第20条 この契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、甲は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

2 乙は、この契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等があるときは、遅滞なく甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えて損害を賠償しなければならない。

3 この契約が解除された場合において、履行場所等に乙が所有する材料、工具その他の物件があるときは、乙は遅滞なく当該物件を撤去（甲に返還する貸与品、支給材料等については、甲の指定する場所に搬出。以下この条において同じ。）するとともに、履行場所等を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を処分せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、履行場所等の回復を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、甲の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

5 第2項及び第3項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第16条から第17条の2までの規定によるときは甲が定め、前2条の規定によるときは、甲乙協議して定めるものとする。

(賠償の予定)

第21条 乙は、この契約に関して、第17条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 第17条第1項第1号及び第2号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合
- (2) 第17条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による刑が確定した場合

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合に

おいては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(相殺)

第22条 甲は、乙に対して有する金銭債権があるときは、乙が甲に対して有する契約代金請求権その他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(疑義の決定等)

第23条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

基山町個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、基山町個人情報保護条例（平成16年基山町条例第6号）及び本特記事項を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(使用者への周知)

第3 乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、毀損、改ざんその他の事故の防止及び個人情報の適正な管理のための必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適切かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外使用等の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

(複写等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。委託契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求ができるものとする。